過疎地域自立促進特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税の特例に関する条例 の一部を改正する条例の縦覧

下記の条例を制定したいので、ニセコ町まちづくり基本条例第54条第1項の規定に基づき、公表し意見を求める。

令和2年1月31日

ニセコ町長 片 山 健 也

記

- 1 制定する条例名 過疎地域自立促進特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税の特例 に関する条例の一部を改正する条例
- 2 条例の素案 別紙のとおり
- 3 制定の理由

本条例は、過疎地域自立促進特別措置法の趣旨に基づき地域の自立促進に資することを目的として、製造の事業、農林水産物等販売業又は旅館業の用に供する設備を新設し、又は増設した者に対して、固定資産税の課税の免除を行うものであり、適用要件は、上記事業のうち生産設備等を構成する減価償却資産の取得価格の合計額が2,700万円を超える者で、かつこれによって増加する雇用者の数が10人以上の者と規定している。

近年、地方創成の取り組みなどによりニセコ町内において製造業などの進出案件が増加しつつある中で、本条例による適用の相談が増加している。雇用者増加要件については平成23年度制定当時にニセコ町独自の基準として10人以上と設けたものであるが、北海道産業振興条例に基づく助成措置の活用も併せて薦めるうえで、市町村と連携して助成する条件メニューの場合、北海道の雇用増加要件が5人以上となっているため、条件に差があり、ニセコ町で該当にならない場合には北海道の助成も受けられないこととなる。そこで、北海道の雇用増加要件と一致させるために、雇用増加要件を5人へ改正することで、一層企業誘致の促進と地域の活性化を図るものである。

4 条例の施行期日 令和2年4月1日

5 公表の期間等

(1) 縦覧の期間等 とき:令和2年1月31日(金)から令和2年2月12日(水)まで

ところ:ニセコ町役場企画環境課及びホームページ

(2) 意見の受付期間 とき:令和2年1月31日(金)から令和2年2月12日(水)まで

ところ:ニセコ町役場企画環境課

## 6 提出された意見項目の公表等

と き:2月13日(木)以降随時

ところ:ニセコ町役場企画環境課及びホームページ

## 7 本縦覧に関するお問合せ先

ニセコ町役場企画環境課(経営企画係)

担当:係長 齊藤 徹 不在時:課長 山本契太 電話:0136-44-2121 FAX:0136-44-3500

執務時間: 8時30分~17時15分